



421

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和3年 8月 1日 至 令和4年 7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 泰悠会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 岩手県盛岡市津志田西二丁目13番3号

(3) 設立認可年月日 令和 元年 7月11日

(4) 設立登記年月日 令和 元年 7月11日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	大浦 雅之	
理 事	大浦 紀志子	
同	大浦 慎之介	
同	大浦 篤	
同	大浦 桃子	
監 事	間瀬 浩之	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	大浦内科・歯科クリニック	岩手県盛岡市津志田西二丁目13番3号	無 床

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和3年 9月27日 定時社員総会開催



様式 2

法人名 医療法人 泰悠会

※医療法人整理番号

521

所在地 岩手県盛岡市津志田西2丁目13番3号

財 産 目 録

(令和4年7月31日現在)

1. 資 産 額	96,598 千円
2. 負 債 額	62,489 千円
3. 純 資 産 額	34,108 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	79,314
B 固 定 資 産	17,283
C 資 産 合 計 (A+B)	96,598
D 負 債 合 計	62,489
E 純 資 産 (C-D)	34,108

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))



様式 3 - 2

法人名 医療法人 泰悠会

※医療法人整理番号

82/

所在地 岩手県盛岡市津志田西 2 丁目 1 3 番 3 号

貸 借 対 照 表

(令和 4 年 7 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	79,314	I 流 動 負 債	17,389
II 固 定 資 産	17,283	II 固 定 負 債	45,100
1 有 形 固 定 資 産	17,025	負 債 合 計	62,489
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	257	科 目	金 額
		I 基 金	24,000
		II 積 立 金	10,108
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	34,108
資 産 合 計	96,598	負債・純資産合計	96,598



法人名 医療法人 泰悠会

※医療法人整理番号

421

所在地 岩手県盛岡市津志田西2丁目13番3号

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	138,480
2 事業費用	135,571
本来業務事業利益	2,909
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	2,909
II 事業外収益	3,098
III 事業外費用	0
経常利益	6,007
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	6,007
法人税等	965
当期純利益	5,042



421

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 泰 悠 会
理 事 長 大 浦 雅 之 殿

私は、医療法人 泰悠会の令和3年会計年度（令和3年 8月 1日から令和4年 7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和4年 9月26日

医療法人 泰 悠 会

監 事 間瀬 浩之